

揮発性有機化合物が井戸水から検出されたら

- ◆ 水道法第4条の規定に基づく「水質基準に関する省令」では、下記の項目（揮発性有機化合物）及び基準値が定められています。
※個人住宅の井戸水は、水道法の適用外ですが、水道法の水質基準を目安としています。

（令和2年4月1日改正）

項 目	基 準 値
四塩化炭素	0.002 mg/L 以下であること。
1,4-ジオキサン	0.05 mg/L 以下であること。
シス-1,2-ジクロロエチレン及び トランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L 以下であること。
ジクロロメタン	0.02 mg/L 以下であること。
テトラクロロエチレン	0.01 mg/L 以下であること。
トリクロロエチレン	0.01 mg/L 以下であること。
ベンゼン	0.01 mg/L 以下であること。

飲用水として利用する際は

- 水質基準を超過して検出された場合は、井戸水の飲用を中止してください。
上水道の給水区域内にお住まいの方は、飲用に上水道をご利用ください。
または、市販のミネラルウォーターを利用されることをお勧めします。
- 当面の間、当該井戸水を飲用する場合は、そのまま飲むことは避け、5分程度沸騰状態を続けた後で飲用してください。
- 揮発性有機化合物を除去できる浄水器もあります。
- 水質基準値以下ではあるが、揮発性有機化合物が検出された場合は、その時点での飲用は支障ないと思われます。
しかし、井戸水の水質は変動しますので、定期的に水質検査を行い、基準値以下であることを確認してください。

《裏面へ》

千葉市Webサイト内「飲用井戸の衛生管理」にも、井戸の衛生管理や水質検査について、情報を掲載しておりますのでご利用ください。

<https://www.city.chiba.jp/hokenfukushi/iryoeisei/hokenjo/kankyo/innyouido.html>

上記 URL のQRコードはこちら→



揮発性有機化合物とは？

- 揮発性を有し、大気中で気体状となる有機化合物の総称です。
- 塗料、印刷インキ、接着剤、ドライクリーニング等の洗浄剤などに含まれている化学物質で、約200物質が使用されています。
- 土壌・地下水中では分解されにくく、土壌中を浸透し、地下水に移行しやすいとされています。
- 検出される原因には、化学物質が含まれていた製品の不適切な使用や管理、産業廃棄物の不適正処理などが挙げられます。
- ヒトに対する発がん性があるとされる物質も含まれます。

井戸水の
飲用に関する
お問い合わせ
ご相談先

千葉市保健所 環境衛生課

〒261-8755 千葉市美浜区幸町 1-3-9
TEL 043-238-9940